

令和2年4月30日

保護者各位

いの町教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための町立小中学校の臨時休業期間の延長について

高知県教育委員会事務局小中学校課長から臨時休業期間の延長依頼があり、いの町教育委員会として、下記のとおり延長を決定しましたのでお知らせします。

今後の状況による臨時休業期間の延期等の対応については、いの町教育委員会で決定し、いの町役場ホームページ、各学校ホームページ、いの町メール配信サービス等によりお知らせします。

記

1 臨時休業期間 臨時休業期間を5月8日(金)まで延長

※5月11日以降については国・県の動向により決定しますが、臨時休業が再延長される可能性は十分あります。再延長の際は、改めてお知らせします。

※登校日(分散登校等)の設定:学校により、5月7日又は5月8日(あるいは両日)に登校日(分散登校等)を設定することがあります。日程については各学校から連絡します。なお、給食の提供はありません。

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の開設(開室)について

引き続き、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、開設(開室)する予定です。ただし、登校日(分散登校等)がある日は、下校時間以降の開設(開室)となりますのでご注意ください。

なお、感染リスクを予防する観点から、自宅学習が困難な場合のみご利用くださるようご協力をお願いします。その場合、発熱がある場合は利用を禁止しますので、各ご家庭において定期的な検温をお願いするとともに、マスクの着用も併せてご協力をお願いします。

3 臨時休業中のお子さんへの対応について

臨時休業中は、自宅学習期間です。不要不急の外出は控えるようにご家庭でもご指導をお願いします。

【お問い合わせ先】

いの町教育委員会事務局 Tel 088-893-1922